

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百一十二号）

（傍線部分は改正部分）

給 付 額	課 率
<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスという。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第15までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p>	<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスという。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p>
<p>別表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404</u>単位</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587</u>単位</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>670</u>単位</p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>753</u>単位</p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>836</u>単位</p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>919</u>単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p>	<p>別表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>254</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402</u>単位</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584</u>単位</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>667</u>単位</p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750</u>単位</p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833</u>単位</p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916</u>単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p>

(1) 所要時間30分未満の場合	<u>255</u> 単位
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>404</u> 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>587</u> 単位
(4) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>670</u> 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>753</u> 単位
(6) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>836</u> 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>919</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した 単位数	
ハ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間30分未満の場合	<u>105</u> 単位
(2) 所要時間30分以上 45分未満の場合	<u>152</u> 単位
(3) 所要時間45分以上 1 時間未満の場合	<u>196</u> 単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満	<u>237</u> 単位
(5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合	<u>274</u> 単位
(6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 <u>309</u> 単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した 単位数	
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
(1) 所要時間30分未満の場合	<u>105</u> 単位
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>196</u> 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>274</u> 単位
(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 <u>344</u> 単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した 単位数	

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 101単位

注 1 イ、ニ及びホについては、区分 1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等）に関する省令（平成2

(1) 所要時間30分未満の場合	<u>254</u> 単位
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>402</u> 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>584</u> 単位
(4) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>667</u> 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>750</u> 単位
(6) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>833</u> 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>916</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した 単位数	
ハ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間30分未満の場合	<u>104</u> 単位
(2) 所要時間30分以上 45分未満の場合	<u>151</u> 単位
(3) 所要時間45分以上 1 時間未満の場合	<u>195</u> 単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満	<u>236</u> 単位
(5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合	<u>273</u> 単位
(6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 <u>308</u> 単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した 単位数	
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
(1) 所要時間30分未満の場合	<u>104</u> 単位
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>195</u> 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>273</u> 単位
(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 <u>343</u> 単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した 単位数	

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 100単位

注 1 イ、ニ及びホについては、区分 1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等）に関する省令（平成1

6年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。) 第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。) 以上(障害児にあつては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。)に該当する利用者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に對して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。))の従業者(同項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所(以下「基準該当居宅介護事業所」という。))の従業者(同項に規定する従業者をいう。)(注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。)が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護(以下「基準該当居宅介護」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあつては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、通院等介助(通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。))並びに指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員

8年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。) 第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。) 以上(障害児にあつては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。)に該当する利用者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に對して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。))の従業者(同項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所(以下「基準該当居宅介護事業所」という。))の従業者(同項に規定する従業者をいう。)(注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。)が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護(以下「基準該当居宅介護」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、通院等介助(通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。))並びに指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員

及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2（区分省令第1条第3号に掲げる区分2をいう。以下同じ。）以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一における次の(一)から(四)までに掲げる項目のいずれかについて、それぞれ(一)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

- (一) 歩行 「全面的な支援が必要」  
(二) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が

及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2（区分省令第2条第2号に掲げる区分2をいう。以下同じ。）以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における次の(一)から(四)までに掲げる調査項目のいずれか一つについて、それぞれ(一)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

- (一) 2—5 「3．できない」  
(二) 2—6 「2．見守り等」、「3．一部介助」又は「

必要」又は「全面的な支援が必要」

(三) 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(四) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(五) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

### 3・4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 627単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

4. 全介助」

(三) 2—7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(四) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(五) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

### 3・4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

	(1) (略)	
	(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数	
	(一) (略)	
	(二) 所要時間3時間以上の場合 <u>627単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	
7～14 (略)		
15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間 ( <u>第15の1の注6</u> の適用を受けている間 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)) 又は同ホの <u>経過的居宅介護利用型共同生活援助</u> サービス費を受けている間を除く。) 又は指定通所支援 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)) 若しくは指定入所支援 (同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)) を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。		
2～6 (略)		
第2 重度訪問介護		
1 重度訪問介護サービス費		
イ 所要時間1時間未満の場合	<u>182単位</u>	
ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>272単位</u>	
ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>363単位</u>	
ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>454単位</u>	
ホ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>544単位</u>	

	(1) (略)	
	(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数	
	(一) (略)	
	(二) 所要時間3時間以上の場合 <u>625単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	
7～14 (略)		
15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間 ( <u>第9の1の注5</u> の適用を受けている間 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)) 又は同ホの <u>経過的居宅介護利用型共同生活介護</u> サービス費を受けている間を除く。) 又は指定通所支援 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)) 若しくは指定入所支援 (同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)) を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。		
2～6 (略)		
第2 重度訪問介護		
1 重度訪問介護サービス費		
イ 所要時間1時間未満の場合	<u>181単位</u>	
ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>271単位</u>	
ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>362単位</u>	
ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>452単位</u>	
ホ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>542単位</u>	

へ	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	634単位
ト	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	726単位
チ	所要時間4時間以上8時間未満の場合	811単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
リ	所要時間8時間以上12時間未満の場合	1,491単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
ヌ	所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,166単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
ル	所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,812単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
ヲ	所要時間20時間以上24時間未満の場合	3,494単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
注1	区分4 (区分省令第1条第5号に掲げる区分4をいう。以下同じ。) 以上に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護 (居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出 (通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2並びに第3及び第4において同じ。) 時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。) に係る指定障害福祉サービス (法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同	

へ	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	632単位
ト	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	723単位
チ	所要時間4時間以上8時間未満の場合	808単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
リ	所要時間8時間以上12時間未満の場合	1,488単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
ヌ	所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,163単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
ル	所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,809単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
ヲ	所要時間20時間以上24時間未満の場合	3,491単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
注1	次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護 (居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出 (通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2並びに第3及び第4において同じ。) 時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。) に係る指定障害福祉サービス (法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。) の事業を行う者 (3)において「指定重度訪問介護事業者」という。) が当	

じ。)の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること。

(一) 二肢以上に麻痺等があること。

(二) 区分省令表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(a) 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(c) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(d) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示

該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。)が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分4(区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう。以下同じ。)以上に該当していること。

(2) 二肢以上に麻痺等があること。

(3) 認定調査票における次の(一)から(四)までに掲げる調査項目について、それぞれ(一)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(一) 2—5 「2. 何かにつかまればできる」又は「3. できない」

(二) 2—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(三) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(四) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示



による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（(2)において「旧介護給付費等単位数表」という。）の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。）の支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

(1) 区分3（区分省令第1条第4号に掲げる区分3をいう。以下同じ。）以上に該当していること。

(2) (略)

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、注1に掲げる者であつて第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6（区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。）に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の7・5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注6の適用を受けている間（指定障害

による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（(2)において「旧介護給付費等単位数表」という。）の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。）の支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害程度区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

(1) 区分3（区分省令第2条第3号に掲げる区分3をいう。以下同じ。）以上に該当していること。

(2) (略)

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6（区分省令第2条第6号に掲げる区分6をいう。以下同じ。）に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の7・5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1の注5の適用を受けている間（指定障害

福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間を除く。

)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～7 (略)

### 第3 同行援護

#### 1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合         | <u>255単位</u> |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合    | <u>404単位</u> |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>587単位</u> |
| (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | <u>670単位</u> |
| (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | <u>753単位</u> |
| (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | <u>836単位</u> |
| (7) 所要時間3時間以上の場合         | <u>919単位</u> |
- に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ 身体介護を伴わない場合

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合         | 105単位        |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合    | <u>198単位</u> |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>277単位</u> |
| (4) 所要時間1時間30分以上の場合      | <u>347単位</u> |
- に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

注1 イにあつては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあつては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代

福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。

)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～7 (略)

### 第3 同行援護

#### 1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合         | <u>254単位</u> |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合    | <u>402単位</u> |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>584単位</u> |
| (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | <u>667単位</u> |
| (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | <u>750単位</u> |
| (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | <u>833単位</u> |
| (7) 所要時間3時間以上の場合         | <u>916単位</u> |
- に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ 身体介護を伴わない場合

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合         | 105単位        |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合    | <u>197単位</u> |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>276単位</u> |
| (4) 所要時間1時間30分以上の場合      | <u>346単位</u> |
- に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

注1 イにあつては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあつては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代

筆・代読を含む。) 、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことを行う者(以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3)において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあつては、これに相当する支援の度合)にあること。

(一) 区分2以上に該当していること。

(二) 区分省令別表第二における次のaからeまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

a 歩行 「全面的な支援が必要」

b 移乗 「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

c 移動 「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

d 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

筆・代読を含む。) 、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことを行う者(以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3)において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)にあること。

(一) 区分2以上に該当していること。

(二) 認定調査表における次のaからeまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

a 2—5 「3. できない」

b 2—6 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

c 2—7 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

d 4—5 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

e 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

2～10 (略)

2～6 (略)

#### 第4 行動援護

##### 1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	252単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	400単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	582単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	729単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	876単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,024単位
ト	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,171単位
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,319単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,467単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,614単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,761単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,909単位
ヅ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,056単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,204単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,352単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,498単位

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合 (障害

児にあつては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービ

e 4-6 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2～10 (略)

2～6 (略)

#### 第4 行動援護

##### 1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	251単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	398単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	579単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	726単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	872単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,019単位
ト	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,166単位
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,313単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,460単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,607単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,753単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,900単位
ヅ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,047単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,194単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,341単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,487単位

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態 (障害

児にあつては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービ

スの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（注4及び注7において「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～9 (略)

2～6 (略)

## 第5 療養介護

### 1 療養介護サービス費（1日につき）

#### イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

→ 利用定員が40人以下

→ 利用定員が41人以上60人以下

→ 利用定員が61人以上80人以下

→ 利用定員が81人以上

(2) 療養介護サービス費(II)

→ 利用定員が40人以下

→ 利用定員が41人以上60人以下

→ 利用定員が61人以上80人以下

→ 利用定員が81人以上

(3) 療養介護サービス費(III)

→ 利用定員が40人以下

903単位

884単位

868単位

857単位

658単位

628単位

604単位

591単位

520単位

スの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（注4及び注7において「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～9 (略)

2～6 (略)

## 第5 療養介護

### 1 療養介護サービス費（1日につき）

#### イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

→ 利用定員が40人以下

→ 利用定員が41人以上60人以下

→ 利用定員が61人以上80人以下

→ 利用定員が81人以上

(2) 療養介護サービス費(II)

→ 利用定員が40人以下

→ 利用定員が41人以上60人以下

→ 利用定員が61人以上80人以下

→ 利用定員が81人以上

(3) 療養介護サービス費(III)

→ 利用定員が40人以下

896単位

877単位

861単位

850単位

653単位

623単位

599単位

586単位

516単位

㉔	利用定員が41人以上60人以下	495単位
㉓	利用定員が61人以上80人以下	484単位
㉒	利用定員が81人以上	476単位
(4)	療養介護サービスマニ	
㉑	利用定員が40人以下	416単位
㉐	利用定員が41人以上60人以下	384単位
㉏	利用定員が61人以上80人以下	371単位
㉍	利用定員が81人以上	362単位
(5)	療養介護サービスマニ	
㉌	利用定員が40人以下	416単位
㉋	利用定員が41人以上60人以下	384単位
㉊	利用定員が61人以上80人以下	371単位
㉉	利用定員が81人以上	362単位
㉈	経過の療養介護サービスマニ	
(1)	経過の療養介護サービスマニ	
㉇	利用定員が40人以下	874単位
㉆	利用定員が41人以上60人以下	874単位
㉅	利用定員が61人以上80人以下	868単位
㉄	利用定員が81人以上	857単位
(2)	経過の療養介護サービスマニ	591単位
注1	(略)	
(1)	(略)	
(2)	区分5 (区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下同じ。) 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者 (以下「重症心身障害者」という。) であること。	

㉔	利用定員が41人以上60人以下	491単位
㉓	利用定員が61人以上80人以下	480単位
㉒	利用定員が81人以上	472単位
(4)	療養介護サービスマニ	
㉑	利用定員が40人以下	413単位
㉐	利用定員が41人以上60人以下	381単位
㉏	利用定員が61人以上80人以下	368単位
㉍	利用定員が81人以上	359単位
(5)	療養介護サービスマニ	
㉌	利用定員が40人以下	413単位
㉋	利用定員が41人以上60人以下	381単位
㉊	利用定員が61人以上80人以下	368単位
㉉	利用定員が81人以上	359単位
㉈	経過の療養介護サービスマニ	
(1)	経過の療養介護サービスマニ	
㉇	利用定員が40人以下	867単位
㉆	利用定員が41人以上60人以下	867単位
㉅	利用定員が61人以上80人以下	861単位
㉄	利用定員が81人以上	850単位
(2)	経過の療養介護サービスマニ	586単位
注1	(略)	
(1)	(略)	
(2)	区分5 (区分省令第2条第5号に掲げる区分5をいう。以下同じ。) 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者 (以下「重症心身障害者」という。) であること。	

		(3) (略)
第6	生活介護	
1	生活介護サービス費 (1日につき)	
	イ 生活介護サービス費	
	(1) 利用定員が20人以下	
	一 区分6	<u>1,299単位</u>
	二 区分5	<u>981単位</u>
	三 区分4	<u>703単位</u>
	四 区分3	<u>634単位</u>
	五 区分2以下	<u>583単位</u>
	(2) 利用定員が21人以上40人以下	
	一 区分6	<u>1,170単位</u>
	二 区分5	<u>883単位</u>
	三 区分4	<u>632単位</u>
	四 区分3	<u>572単位</u>
	五 区分2以下	<u>524単位</u>
	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
	一 区分6	<u>1,138単位</u>
	二 区分5	<u>854単位</u>
	三 区分4	<u>604単位</u>
	四 区分3	<u>538単位</u>
	五 区分2以下	<u>494単位</u>
	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
	一 区分6	<u>1,090単位</u>
	二 区分5	<u>825単位</u>
	三 区分4	<u>589単位</u>
	四 区分3	<u>532単位</u>

		(3) (略)
第6	生活介護	
1	生活介護サービス費 (1日につき)	
	イ 生活介護サービス費	
	(1) 利用定員が20人以下	
	一 区分6	<u>1,288単位</u>
	二 区分5	<u>973単位</u>
	三 区分4	<u>697単位</u>
	四 区分3	<u>629単位</u>
	五 区分2以下	<u>578単位</u>
	(2) 利用定員が21人以上40人以下	
	一 区分6	<u>1,160単位</u>
	二 区分5	<u>876単位</u>
	三 区分4	<u>627単位</u>
	四 区分3	<u>567単位</u>
	五 区分2以下	<u>520単位</u>
	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
	一 区分6	<u>1,128単位</u>
	二 区分5	<u>847単位</u>
	三 区分4	<u>599単位</u>
	四 区分3	<u>533単位</u>
	五 区分2以下	<u>490単位</u>
	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
	一 区分6	<u>1,081単位</u>
	二 区分5	<u>818単位</u>
	三 区分4	<u>584単位</u>
	四 区分3	<u>528単位</u>

<p>（5） 利用定員が81人以上</p> <p>（イ） 区分6</p> <p>（ロ） 区分5</p> <p>（ハ） 区分4</p> <p>（ニ） 区分3</p> <p>（ホ） 区分2以下</p> <p>基準該当生活介護サービス費</p> <p>（1） 基準該当生活介護サービス費（I）</p> <p>（2） 基準該当生活介護サービス費（II）</p> <p>ハ、経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9）において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数</p> <p>注1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活</p>	<p>481単位</p> <p>1,076単位</p> <p>811単位</p> <p>576単位</p> <p>517単位</p> <p>466単位</p> <p>728単位</p> <p>883単位</p>
---	---

<p>（5） 利用定員が81人以上</p> <p>（イ） 区分6</p> <p>（ロ） 区分5</p> <p>（ハ） 区分4</p> <p>（ニ） 区分3</p> <p>（ホ） 区分2以下</p> <p>基準該当生活介護サービス費</p> <p>（1） 基準該当生活介護サービス費（I）</p> <p>（2） 基準該当生活介護サービス費（II）</p> <p>ハ、経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第10）において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数</p> <p>注1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活</p>	<p>477単位</p> <p>1,067単位</p> <p>804単位</p> <p>571単位</p> <p>513単位</p> <p>462単位</p> <p>722単位</p> <p>876単位</p>
--	---



介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ）にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定するただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。

- (1) 第9の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者（以下「施設入所者」という。）のうち、区分4（50歳以上の者にあつては、区分3）以上に該当するもの

(2)～(5)（略）

2～7（略）

8 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たつて、医師

介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ）にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第11から第15までにおいて同じ。）及び障害程度区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定するただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。

- (1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者（以下「施設入所者」という。）のうち、区分4（50歳以上の者にあつては、区分3）以上に該当するもの

(2)～(5)（略）

2～7（略）

が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算する。

9 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2～9 (略)

10 食事提供体制加算

42単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等があつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等があつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準

8 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2～9 (略)

10 食事提供体制加算

42単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第22項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等があつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等があつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は

当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11～15 (略)

第7 短期入所

1 短期入所サービスマン (1日につき)

イ 福祉型短期入所サービスマン

(1) 福祉型短期入所サービスマン (I)

- 区分6 888単位
- ㉜ 区分5 755単位
- ㉝ 区分4 623単位
- ㉞ 区分3 561単位
- ㉟ 区分1及び区分2 490単位

(2) 福祉型短期入所サービスマン (II)

- 区分6 580単位
- ㉜ 区分5 508単位
- ㉝ 区分4 306単位
- ㉞ 区分3 231単位
- ㉟ 区分1及び区分2 165単位

(3) 福祉型短期入所サービスマン (III)

- 区分3 755単位
- ㉜ 区分2 592単位
- ㉝ 区分1 490単位

基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11～15 (略)

第7 短期入所

1 短期入所サービスマン (1日につき)

イ 福祉型短期入所サービスマン

(1) 福祉型短期入所サービスマン (I)

- 区分6 882単位
- ㉜ 区分5 750単位
- ㉝ 区分4 619単位
- ㉞ 区分3 557単位
- ㉟ 区分1及び区分2 486単位

(2) 福祉型短期入所サービスマン (II)

- 区分6 576単位
- ㉜ 区分5 504単位
- ㉝ 区分4 304単位
- ㉞ 区分3 229単位
- ㉟ 区分1及び区分2 164単位

(3) 福祉型短期入所サービスマン (III)

- 区分3 750単位
- ㉜ 区分2 588単位
- ㉝ 区分1 486単位

(4) 福祉型短期入所サービス費 (V)	
(イ) 区分3	<u>508単位</u>
(ロ) 区分2	<u>268単位</u>
(ハ) 区分1	<u>165単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費 (I)	<u>2,598単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費 (II)	<u>2,397単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費 (III)	<u>1,398単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費 (I)	<u>2,478単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費 (II)	<u>2,267単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費 (III)	<u>1,298単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費 (IV)	<u>1,731単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費 (V)	<u>1,599単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費 (VI)	<u>932単位</u>
ニ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費 (I)	<u>755単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費 (II)	<u>231単位</u>
注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。以下この第7において同じ。）に対して、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）において指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、 <u>障害支援区分</u> に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。	
2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生	

(4) 福祉型短期入所サービス費 (V)	
(イ) 区分3	<u>504単位</u>
(ロ) 区分2	<u>266単位</u>
(ハ) 区分1	<u>164単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費 (I)	<u>2,579単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費 (II)	<u>2,380単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費 (III)	<u>1,388単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費 (I)	<u>2,460単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費 (II)	<u>2,251単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費 (III)	<u>1,289単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費 (IV)	<u>1,719単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費 (V)	<u>1,587単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費 (VI)	<u>925単位</u>
ニ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費 (I)	<u>750単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費 (II)	<u>229単位</u>
注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。以下この第7において同じ。）に対して、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）において指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、 <u>障害程度区分</u> に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。	
2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定	

活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 イ(3)については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示572号に規定する区分1（以下「障害児支援区分1」という。）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分（以下「障害児の障害の支援の区分」という。）に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4 イ(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

5・6 (略)

7 ロ(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に

生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 イ(3)については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示572号に規定する区分1（以下「障害児程度区分1」という。）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の程度の区分（以下「障害児の障害の程度の区分」という。）に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4 イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の程度の区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

5・6 (略)

7 ロ(3)については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に

対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

8・9 (略)

10 ハ(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して`別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

11 ハ(4)については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハ(5)については、指定生活介護等、第10の1の注1に規

対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

8～10 (略)

10 ハ(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して`別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

11 ハ(4)については、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハ(5)については、指定生活介護等、第11の1の注1に規

定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハ(6)については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

14～17 (略)

定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハ(6)については、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

14～17 (略)

<p>1 (略)</p> <p>3 重度障害者支援加算 50単位</p>	<p>注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービスマニヤ又は1のハの医療型特定短期入所サービスマニヤを算定している場合は、算定しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 医療連携体制加算</p> <p>イヘニ (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 重度障害者支援加算 50単位</p>	<p>注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービスマニヤ又は1のハの医療型特定短期入所サービスマニヤを算定している場合は、算定しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 医療連携体制加算</p> <p>イヘニ (略)</p>
<p>注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービスマニヤ若しくは1のハの医療型特定短期入所サービスマニヤの算定対象となる利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。</p> <p>2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用</p>	<p>注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービスマニヤ若しくは1のハの医療型特定短期入所サービスマニヤの算定対象となる利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。</p> <p>2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用</p>		



者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

3・4 (略)

6～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 (略)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(D) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）において行う場合（単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。）を除く。）にあつては1000分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数）

者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

3・4 (略)

6～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 (略)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(D) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（共同生活介護事業所（単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。）を除く。）において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）において行う場合（単独型事業所を除く。）にあつては1000分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数）

ロ～ハ (略)

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の8に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第8 重度障害者等包括支援

1 (略)

注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあつては、これに相当する支援の度合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 第2の1の注1の(1)に規定する利用者の支援の度合に相当す

ロ～ハ (略)

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数(共同生活介護事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の10に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の8に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第8 重度障害者等包括支援

1 (略)

注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心

る支援の度合にある者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(一)・(二) (略)

(2) (略)

2 (略)

2～4 (略)

第9 共同生活介護 削除

身の状態にある者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(一)・(二) (略)

(2) (略)

2 (略)

2～4 (略)

第9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費(1日につき)

イ 共同生活介護サービス費(1)

(1) 区分6

(2) 区分5

(3) 区分4

(4) 区分3

(5) 区分2

ロ 共同生活介護サービス費(II)

(1) 区分6

(2) 区分5

(3) 区分4

(4) 区分3

(5) 区分2

ハ 共同生活介護サービス費(III)

(1) 区分6

(2) 区分5

(3) 区分4

(4) 区分3

(5) 区分2

639単位

523単位

445単位

379単位

291単位

589単位

473単位

394単位

329単位

241単位

556単位

440単位

362単位

296単位

208単位

三 共同生活介護サービス費 (ⅳ)

(1) 区分6	669単位
(2) 区分5	553単位
(3) 区分4	475単位
(4) 区分3	409単位
(5) 区分2	321単位

ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 140単位

注1 イからホまでについては、区分以上に該当する障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者）に限る。第16の1の注1において同じ。）  
に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号の規定により置くべき世話人（以下第9において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（注2に規定する指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定共同生活介護を行

つた場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活介護事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)以外の指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 平成27年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に依り、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活介護事業所の場合

イ 区分6 430単位

ロ 区分5 384単位

ハ 区分4 353単位

(2) 注3に規定する指定共同生活介護事業所の場合

イ 区分6 379単位

ロ 区分5 334単位

ハ 区分4 302単位

(3) 注4に規定する指定共同生活介護事業所の場合

イ 区分6 347単位

ロ 区分5 301単位

ハ 区分4 269単位

6 三については、一時的に体験的な指定共同生活介護の利用

が必要と認められる者に対し、指定共同生活介護（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害程度区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活介護サービスマン（注5に規定する場合を含む。）の算定に当たって、イからホまでについては次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(5)に該当する場合であつて、かつ、(3)又は(4)に該当する場合にあつては、(3)又は(4)のそれぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定共同生活介護の提供に当たって、指定障害福祉サービスマン基準第154条において準用する指定障害福祉サービスマン基準第58条の規定に従い、共同生活介護計画（指定障害福祉サービスマン基準第154条において準用する指定障害福祉サービスマン基準第58条第1項に規定する共同生活介護計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービスマン基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下第9において同じ。）の入居定員（指定障害福祉サービスマン基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業

所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合  
100分の95

(4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の  
93

(5) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の  
合計数が21人以上である場合 100分の95

9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注5の適用を受けている間)及び重度訪問介護を受けている間(注5の適用を受けている間)又はホの経過的生活介護サービス費を受けている間)を除く。)は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(1)

7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II)

4単位

注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第138条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下第9において「生活支援員等」という。)(注2において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所におい

て、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

## 2 夜間支援体制加算

### イ 夜間支援体制加算(1)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この2において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下の場合

イ 区分5及び区分6 314単位

ロ 区分4 164単位

ハ 区分2及び区分3 107単位

(2) 夜間支援対象利用者が5人の場合

イ 区分5及び区分6 273単位

ロ 区分4 137単位

ハ 区分2及び区分3 98単位

(3) 夜間支援対象利用者が6人の場合

イ 区分5及び区分6 238単位

ロ 区分4 119単位

ハ 区分2及び区分3 89単位

(4) 夜間支援対象利用者が7人の場合

イ 区分5及び区分6 216単位

ロ 区分4 99単位



- ㊦ 区分2及び区分3 75単位
- (5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合
  - ㊦ 区分5及び区分6 171単位
  - ㊧ 区分4 81単位
  - ㊨ 区分2及び区分3 59単位
- (6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合
  - ㊦ 区分5及び区分6 115単位
  - ㊧ 区分4 52単位
  - ㊨ 区分2及び区分3 37単位
- (7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合
  - ㊦ 区分5及び区分6 100単位
  - ㊧ 区分4 37単位
  - ㊨ 区分2及び区分3 23単位
- (8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合
  - ㊦ 区分5及び区分6 89単位
  - ㊧ 区分4 26単位
  - ㊨ 区分2及び区分3 14単位
- (9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下の場合（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）
  - ㊦ 区分5及び区分6 78単位
  - ㊧ 区分4 15単位
  - ㊨ 区分2及び区分3 5単位
  - ㊩ 夜間支援体制加算(Ⅱ) 10単位

注1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(以下「夜間支援体制」という。)を確保しているものとして都道府県知事が認められた指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生

活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、指定共同生活介護の利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援体制加算(1)の算定対象となる利用者については、算定しない。

### 3 重度障害者支援加算

45単位

注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けける利用者を除く。)の数が2以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### 4 日中支援加算

イ 区分4から区分6まで

539単位

ロ 区分2及び区分3

270単位

注 指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第

「一項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 自立生活支援加算

14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居室における単身等での生活(以下この注及び第16の2において「単身生活等」という。)が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者(2)において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。

(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

6 入院時支援特別加算

1 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561  
単位

㉔ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122  
単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 6の2 長期入院時支援特別加算

㉕ 共同生活介護サービス費を算定している場合 122単位

㉖ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している  
場合 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定され

る月は、算定しない。

7 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及びビ注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

7の2 長期帰宅時支援加算

イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 40単位

ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合 25単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。ただし、7の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

8 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活介護計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成

15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまでの期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算が算定された期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

9 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位
- ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位
- ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰かくたん吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 三については、喀痰かくたん吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰かくたん吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

10 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定共同生活介護の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護を行う指定共同生活介護事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合に、1から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

#### 第10 施設入所支援

##### 1 施設入所支援サービス費（1日につき）

###### イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 447単位
- (2) 区分5 376単位
- (3) 区分4 304単位
- (4) 区分3 229単位
- (5) 区分2以下 165単位

###### ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分6 352単位
- (2) 区分5 293単位
- (3) 区分4 232単位
- (4) 区分3 182単位
- (5) 区分2以下 144単位

###### ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分6 291単位
- (2) 区分5 244単位
- (3) 区分4 195単位
- (4) 区分3 159単位
- (5) 区分2以下 130単位

#### 第9 施設入所支援

##### 1 施設入所支援サービス費（1日につき）

###### イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 451単位
- (2) 区分5 380単位
- (3) 区分4 307単位
- (4) 区分3 231単位
- (5) 区分2以下 167単位

###### ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分6 355単位
- (2) 区分5 296単位
- (3) 区分4 234単位
- (4) 区分3 184単位
- (5) 区分2以下 145単位

###### ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分6 294単位
- (2) 区分5 246単位
- (3) 区分4 197単位
- (4) 区分3 161単位
- (5) 区分2以下 131単位



ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 268単位
- (2) 区分5 222単位
- (3) 区分4 177単位
- (4) 区分3 145単位
- (5) 区分2以下 124単位

ホ (略)

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれか  
に該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施  
設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設  
入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援  
（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に  
、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6まで  
のいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っ  
ていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に同じ  
、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団  
体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の  
単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一  
又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。  
以下同じ。）の場合にあつては、所定単位数の1000分の965  
に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）  
等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練  
）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）、  
第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第14  
の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（以下「

ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 265単位
- (2) 区分5 220単位
- (3) 区分4 175単位
- (4) 区分3 144単位
- (5) 区分2以下 123単位

ホ (略)

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれか  
に該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施  
設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設  
入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援  
（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に  
、利用定員及び障害程度区分（障害程度区分1から6まで  
のいずれにも該当しない者又は障害程度区分の判定を行っ  
ていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に同じ  
、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団  
体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の  
単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一  
又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。  
以下同じ。）の場合にあつては、所定単位数の1000分の965  
に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）  
等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練  
）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）、  
第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第15  
の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（以下「

指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3(50歳以上の者)にあつては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等を受ける者

2～4 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ～ロ (略)

注1～3 (略)

4 ロ(2)については、第6の2のロに規定する人員配置体制加算<sup>⑩</sup>が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に依り、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加

指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3(50歳以上の者)にあつては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等を受ける者

2～4 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ～ロ (略)

注1～3 (略)

4 ロ(2)については、第6の2のロに規定する人員配置体制加算<sup>⑩</sup>が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に依り、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加

算Ⅱが算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に及び、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に及び、1日につき所定単位数を加算する。

- 7 (略)
- 4・5 (略)
- 6 入院・外泊時加算
- イ〜ロ (略)

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊 (第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助)における

算Ⅱが算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に及び、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に及び、1日につき所定単位数を加算する。

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊 (指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助)における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この6におい

体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に及び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であつて、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)」という。)に基づき通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまでの期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。))において、一日につき所定単位数を加算する。

10～15 (略)

第10 自立訓練(機能訓練)

て同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に及び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であつて、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(医療観察法に基づき通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまでの期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。))において、一日につき所定単位数を加算する。

10～15 (略)

第11 自立訓練(機能訓練)

<p>1 機能訓練サービスマン費（1日につき）</p> <p>イ 機能訓練サービスマン費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>784単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>701単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>666単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>638単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>601単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービスマン費（II）</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>587単位</u></p> <p>(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>753単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービスマン費</p> <p>注1～5（略）</p> <p>1の2～10（略）</p> <p><b>第11</b> 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 生活訓練サービスマン費（1日につき）</p> <p>イ 生活訓練サービスマン費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>748単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>667単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>634単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>609単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>572単位</u></p> <p>ロ 生活訓練サービスマン費（II）</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>587単位</u></p> <p>ハ 生活訓練サービスマン費（III）</p> <p>(1) 利用期間が2年間以内の場合 <u>270単位</u></p>	<p>1 機能訓練サービスマン費（1日につき）</p> <p>イ 機能訓練サービスマン費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>778単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>695単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>661単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>633単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>596単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービスマン費（II）</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>251単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>579単位</u></p> <p>(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>744単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービスマン費</p> <p>注1～5（略）</p> <p>1の2～10（略）</p> <p><b>第12</b> 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 生活訓練サービスマン費（1日につき）</p> <p>イ 生活訓練サービスマン費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>742単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>662単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>629単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>604単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>567単位</u></p> <p>ロ 生活訓練サービスマン費（II）</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>251単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>579単位</u></p> <p>ハ 生活訓練サービスマン費（III）</p> <p>(1) 利用期間が2年間以内の場合 <u>267単位</u></p>
---	---

(2) 利用期間が2年間を超える場合	162単位
ニ 生活訓練サービスマス費 (ⅳ)	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	270単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	162単位
ホ 基準該当生活訓練サービスマス費	748単位
注1・2 (略)	
3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、 <u>法第5条第12項</u> に規定する厚生労働省令で定める期間（注4において「標準利用期間」という。）が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に並び、1日につき所定単位数を算定する。	
4～7 (略)	
1の2～5の5 (略)	
5の6 帰宅時支援加算	
イヘロ (略)	
注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（ <u>第15の1の注1</u> に規定する <u>指定共同生活援助及び第15の1の2の注6</u> に規定する外部サービスマス利用型指定共同生活援助）における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合には、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に並び、所定単位数を算定する。	
5の7～7 (略)	
8 精神障害者退院支援施設加算	
イヘロ (略)	
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと	

(2) 利用期間が2年間を超える場合	160単位
ニ 生活訓練サービスマス費 (ⅳ)	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	267単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	160単位
ホ 基準該当生活訓練サービスマス費	742単位
注1・2 (略)	
3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、 <u>法第5条第13項</u> に規定する厚生労働省令で定める期間（注4において「標準利用期間」という。）が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に並び、1日につき所定単位数を算定する。	
4～7 (略)	
1の2～5の5 (略)	
5の6 帰宅時支援加算	
イヘロ (略)	
注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（ <u>指定共同生活介護及び第16の1の注1</u> に規定する <u>指定共同生活援助</u> ）における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合には、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に並び、所定単位数を算定する。	
5の7～7 (略)	
8 精神障害者退院支援施設加算	
イヘロ (略)	
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと	

して都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第12の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第12の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第12の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 夜間防災・緊急時支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

10～14 (略)

第12 就労移行支援

して都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 夜間防災・緊急時支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

10～14 (略)

第13 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費 (1日につき)	
イ 就労移行支援サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	839単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	747単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	716単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	672単位
(5) 利用定員が81人以上	635単位
ロ 就労移行支援サービス費(II)	
(1) 利用定員が20人以下	522単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	465単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	435単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	424単位
(5) 利用定員が81人以上	410単位
注1～6 (略)	
2～17 (略)	
第13 就労継続支援A型	
1 就労継続支援A型サービス費 (1日につき)	
イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	589単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	526単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	494単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	485単位
(5) 利用定員が81人以上	469単位
ロ 就労継続支援A型サービス費(II)	
(1) 利用定員が20人以下	538単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	481単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	447単位

1 就労移行支援サービス費 (1日につき)	
イ 就労移行支援サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	833単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	742単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	711単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	667単位
(5) 利用定員が81人以上	631単位
ロ 就労移行支援サービス費(II)	
(1) 利用定員が20人以下	518単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	462単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	432単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	421単位
(5) 利用定員が81人以上	407単位
注1～6 (略)	
2～17 (略)	
第14 就労継続支援A型	
1 就労継続支援A型サービス費 (1日につき)	
イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	585単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	522単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	490単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	481単位
(5) 利用定員が81人以上	466単位
ロ 就労継続支援A型サービス費(II)	
(1) 利用定員が20人以下	534単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	477単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	444単位



- (4) 利用定員が61人以上80人以下 438単位  
 (5) 利用定員が81人以上 423単位

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されること  
 が困難であつて、適切な支援により雇用契約に基づく就  
 労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、支援の  
度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが  
 困難である者のうち適切な支援によつても雇用契約に基づ  
 く就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービ  
 ス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害  
 者支援施設が行う就労継続支援A型（規則第6条の10第1  
 号に掲げる就労継続支援A型をいう。）に係る指定障害福  
 祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）  
 を行つた場合に、所定単位数を算定する。

2～5 (略)

2～16 (略)

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(1)

- (1) 利用定員が20人以下 589単位  
 (2) 利用定員が21人以上40人以下 526単位  
 (3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位  
 (4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位  
 (5) 利用定員が81人以上 469単位

ロ 就労継続支援B型サービス費(1D)

- (1) 利用定員が20人以下 538単位  
 (2) 利用定員が21人以上40人以下 481単位  
 (3) 利用定員が41人以上60人以下 447単位

- (4) 利用定員が61人以上80人以下 435単位  
 (5) 利用定員が81人以上 420単位

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されること  
 が困難であつて、適切な支援により雇用契約に基づく就  
 労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、心身の  
状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが  
 困難である者のうち適切な支援によつても雇用契約に基づ  
 く就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービ  
 ス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害  
 者支援施設が行う就労継続支援A型（規則第6条の10第1  
 号に掲げる就労継続支援A型をいう。）に係る指定障害福  
 祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）  
 を行つた場合に、所定単位数を算定する。

2～5 (略)

2～16 (略)

第15 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(1)

- (1) 利用定員が20人以下 585単位  
 (2) 利用定員が21人以上40人以下 522単位  
 (3) 利用定員が41人以上60人以下 490単位  
 (4) 利用定員が61人以上80人以下 481単位  
 (5) 利用定員が81人以上 466単位

ロ 就労継続支援B型サービス費(1D)

- (1) 利用定員が20人以下 534単位  
 (2) 利用定員が21人以上40人以下 477単位  
 (3) 利用定員が41人以上60人以下 444単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下	438単位
(5) 利用定員が81人以上	423単位
ハ (略)	
注1 イからハまでについては年齢、 <u>支援の度合</u> その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。	
2～6 (略)	
2～18 (略)	
<u>第15 共同生活援助</u>	
1 <u>共同生活援助サービス費(1日につき)</u>	
イ <u>共同生活援助サービス費(1)</u>	
(1) 区分6	645単位
(2) 区分5	528単位
(3) 区分4	449単位
(4) 区分3	383単位
(5) 区分2	294単位
(6) 区分1以下	257単位
ロ <u>共同生活援助サービス費(II)</u>	

(4) 利用定員が61人以上80人以下	435単位
(5) 利用定員が81人以上	420単位
ハ (略)	
注1 イからハまでについては年齢、 <u>心身の状態</u> その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。	
2～6 (略)	
2～18 (略)	
<u>第16 共同生活援助</u>	
1 <u>共同生活援助サービス費(1日につき)</u>	
イ <u>共同生活援助サービス費(1)</u>	
	254単位
ロ <u>共同生活援助サービス費(II)</u>	
	209単位

(1) 区分6	594単位
(2) 区分5	477単位
(3) 区分4	398単位
(4) 区分3	332単位
(5) 区分2	243単位
(6) 区分1以下	211単位
ハ 共同生活援助サービス費 (III)	
(1) 区分6	561単位
(2) 区分5	444単位
(3) 区分4	365単位
(4) 区分3	299単位
(5) 区分2	210単位
(6) 区分1以下	181単位
三 共同生活援助サービス費 (IV)	
(1) 区分6	675単位
(2) 区分5	558単位
(3) 区分4	479単位
(4) 区分3	413単位
(5) 区分2	324単位
(6) 区分1以下	287単位
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	142単位
注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。第15の1の2の注1において同じ。）に対	

ハ 共同生活援助サービス費 (III)	179単位
三 共同生活援助サービス費 (IV)	119単位
ホ 共同生活援助サービス費 (V)	284単位
ハ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	140単位
注1 イからホまでについては、主として区分1に該当する障害者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない障害者に対して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	

して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 平成27年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（以下「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 ミについては、注2から注4まで及び注7に定める以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に  
応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- ㊦ 区分6 434単位
- ㊧ 区分5 388単位
- ㊨ 区分4 356単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- ㊦ 区分6 383単位
- ㊧ 区分5 337単位
- ㊨ 区分4 305単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- ㊦ 区分6 350単位
- ㊧ 区分5 304単位
- ㊨ 区分4 272単位

6 三については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利  
用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回  
当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、  
障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定  
単位数を算定する。

7 ホについては、経過の居宅介護利用型指定共同生活援助  
事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成  
27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活援助サービス費（注5に  
規定する場合を含む。）の算定に当たって、イからニまで

6 ホについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利  
用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回  
当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、  
年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 へについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第  
1項に規定する経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活  
援助事業所（以下「経過の居宅介護利用型一体型指定共同  
生活援助事業所」という。）において、指定共同生活援助  
を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき  
所定単位数を算定する。

8 イからへまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に  
当たって、イからホまでについては次の(1)から(4)までのい

については次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する場合にあつては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあつては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定共同生活援助の提供に当たつて、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。(4)及び(5)において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の95

(4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93

(5) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（指定障害福祉サービス基準第210条第2項に規定するサテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合 100分の95

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注5の適用を受けている

いずれかに該当する場合に、へについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定共同生活援助の提供に当たつて、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下この第16において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けられている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間(注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。)を除く。)は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)

- イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 257単位
- ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 211単位
- ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) 181単位
- ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) 120単位
- ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) 287単位

注1 イからホまでについては、障害者に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第

1項第1号に掲げる世話人(注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府

県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（注2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（注2及び注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスをを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 ミについては、注2から注4までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 イからホまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれ



かに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。(4)において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87

8 利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定しない。

### 1の3 受託居宅介護サービス費

イ 所要時間15分未満の場合 99単位

ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 199単位

ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに90単位を加算した単位数

三 所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した

単位数

注 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する受託居宅介護サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

1の4 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 7単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき生活支援員（注2において「世話人等1」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、

1の2 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 7単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき世話人（注2において「世話人」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所

指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算①を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

#### 1の5 夜間支援等体制加算

##### イ 夜間支援等体制加算(1)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者(以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。)が4人以下

(2) 夜間支援対象利用者が5人

(3) 夜間支援対象利用者が6人

(4) 夜間支援対象利用者が7人

(5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下

(6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下

(7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下

(8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下

(9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している場合に限る。)

54単位

##### ロ 夜間支援等体制加算(II)

定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

#### 1の3 夜間防災・緊急時支援体制加算

##### イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(1)

(1) 利用者が4人以下

(2) 利用者が5人

(3) 利用者が6人

(4) 利用者が7人

(5) 利用者が8人以上30人以下

- ① 夜間支援対象利用者が4人以下 112単位
- ② 夜間支援対象利用者が5人 90単位
- ③ 夜間支援対象利用者が6人 75単位
- ④ 夜間支援対象利用者が7人 64単位
- ⑤ 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下 50単位
- ⑥ 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下 37単位
- ⑦ 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下 30単位
- ⑧ 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 25単位
- ⑨ 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下 (夜間支援対象利用者<sup>1</sup>が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)

18単位

ハ 夜間支援等体制加算 (Ⅳ) 10単位

注1 イについては、夜間を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所 (経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。) 又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に<sup>1</sup>応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生

ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算 (Ⅱ)

10単位

注1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、共同生活住居の利用者の数に<sup>1</sup>応じ、1日につき所定単位数を加算する。

活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に及び、

1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認め  
た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に及び、1日につき所定単位数を加算する  
ただし、イの夜間支援等体制加算①又はロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

1の6 重度障害者支援加算

45単位

注 第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が2以上である指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、  
1日につき所定単位数を加算する。

1の7 日中支援加算

1 日中支援加算(Ⅰ)

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、指定共同生活援助の利用者の数に及び、1日につき所定単位数を加算する。

1の4 日中支援加算

270単位

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合 270単位

ロ 日中支援加算（Ⅱ）

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

① 区分4から区分6まで 539単位

② 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

① 区分4から区分6まで 270単位

② 区分3以下 135単位

注1 イについては、指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。注2において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であつて日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に依り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合に ついては、算定しない。

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受

注 指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又

けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 2 自立生活支援加算

500単位

注 居宅における单身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。

## 3 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合  
561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合

は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 2 自立生活支援加算

14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、单身生活等が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活援助計画に基づき、单身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活援助計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 共同生活援助計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、当該指定共同生活援助事業所を退去し、单身生活等へ移行した利用者（(2)において「单身生活等移行者」という。）の数が、当該指定共同生活援助事業所の利用定員の数100分の50以上であること。

(2) 单身生活等移行者のうち、单身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、单身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

## 3 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合  
561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合

1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用者指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の4の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用者指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の方が、共同生活援助計画又は外部サービス利用者共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2 長期入院時支援特別加算

イ 指定共同生活援助事業所の場合 122単位

ロ 外部サービス利用者指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用者指定共同生活援助事業所の場合 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用者指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の4の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用者指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の方が、共同生活援助計画又は外部サービス利用者共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援

1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の方が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2 長期入院時支援特別加算

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の方が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を踰える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。



を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

#### 4 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に並び、所定単位数を算定する。

#### 5 長期帰宅時支援加算

イ 指定共同生活援助事業所の場合 40単位

ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合 25単位

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。ただし、4の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

#### 4 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に並び、所定単位数を算定する。

#### 5 長期帰宅時支援加算

25単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。ただし、4の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

6 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

7 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位
- ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位
- ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位
- ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 39単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同

6 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

7 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位
- ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位
- ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受け

生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ミについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 8 通勤者生活支援加算

18単位

注 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助

た利用岸に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ミについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

## 8 通勤者生活支援加算

18単位

注 指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算す

言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2及び1の3を除く。10の1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで（1の6を除く。10の2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職

る。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職

<p>員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	<p>員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p>
--	--